

尼崎市立中学校部活動の方針

平成31年4月
尼崎市教育委員会

1 方針策定の趣旨

中学校の部活動は、顧問の指導の下、生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育の一環として、学校や地域の実態に応じて行われています。

本市では、兵庫県教育委員会の「いきいき運動部活動」に則り、学業との両立ができるバランスの良い生活をおくること、スポーツ障害を避けること、教員と生徒が向き合う時間を確保していくこと等を目的とし「尼崎市立中学校部活動の方針」を策定する。

2 適切な休養日等の設定【ノ一部活デーの取組】

- ①週当たり2日以上休養日を設定する。
(平日及び土日等の休業日にそれぞれ1日以上休養日を設定する)
- ②週休日等に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ③平日の休養日は、学校の実情に合わせて設定する。
- ④1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度とする。
- ⑤定期考査中や長期休業中などを利用し、ある程度の長期オフシーズンを確保する。
(学校閉鎖期間である、8/11～8/17は原則活動休止とする)
- ⑥学校単位で参加する大会や合宿等については、生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担とならないことを考慮して参加する。

3 適切な指導・運営の体制整備

- ①校長は、顧問の決定に際しては、校務分掌を勘案した上で決定し、指導内容の充実、生徒の安全確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動が実施できるよう、適正な数の部を設置し、適切な指導・運営体制の構築を図る。
- ②顧問は、活動方針、月間練習日程・計画表を作成し、校長に提出する。
- ③校長は、学校全体の活動方針を策定し、ホームページ等への掲載により公表する。

4 効率的・効果的な活動の推進

- ①個性を伸ばし、友情を深めるなど好ましい人間関係を育てる部活動の意義を再確認し、対話を重視した指導を図る。
- ②生徒の心身の健康管理を徹底する。(スポーツ障害・外傷の予防・熱中症対策やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む)
- ③活動場所における施設・設備の点検や活動場所における環境整備、練習道具の安全点検等を十分に行い事故を未然に防ぐ。
- ④生徒への指導においては、体罰、暴言、セクハラを根絶する。
- ⑤顧問は、活動場所での生徒の活動に立ち会うことを原則とし、校外で活動する場合は顧問が引率し、行動や安全・事故防止についても指導を行う。
- ⑥生徒の体力や技能レベル、部活動の特性を踏まえ、科学的・合理的な内容、指導方法を取り入れ、できるだけ合理的でかつ効率的・効果的な練習を行う。